

かお・人インタビュー

2012年 8月 24日(金)

(社)日本補償コンサルタント協会 九州支部 麻生敏雄支部長 インタビュー

(社)日本補償コンサルタント協会九州支部は、「災害時における九州地方整備局管内の応急対策業務に関する協定」を九州地方整備局と締結した。九地整では、日本補償コンサルタント協会会員へ災害時対応の協力を要請できるようになり、速やかな用地調査等の業務着手が可能となった。先月の記録的な豪雨災害では、さっそく協定に基づく災害応急対策協力要請があった。要請に応じた補償コンサルタント協会九州支部の麻生敏雄支部長に話を聞いた。

一協会の活動内容は

当支部は、東京に本部を置く(社)日本補償コンサルタント協会の全国10支部の1つで、九州に事業所を置く補償コンサルタントを会員として、主に技術者の研修や資格の付与等、業界の人材の育成を行っている。補償コンサルタントは全国で約2,500社が国交省に登録されており、そのうち約1,200社、九州では180社が当協会の会員だ。

一補償コンサルの業務内容は

補償コンサルタントは、公共事業に必要な土地の取得や損失補償に関する業務を国や地方自治体その他の公共事業者から受託する専門業務で、会員の多くは測量業や建設コンサルタント、一級建築士事務所、不動産鑑定業等を兼業しており、補償業務管理士を中心に測量士や一級建築士、不動産鑑定士など多様な専門家がいる。

一九地整との協定について

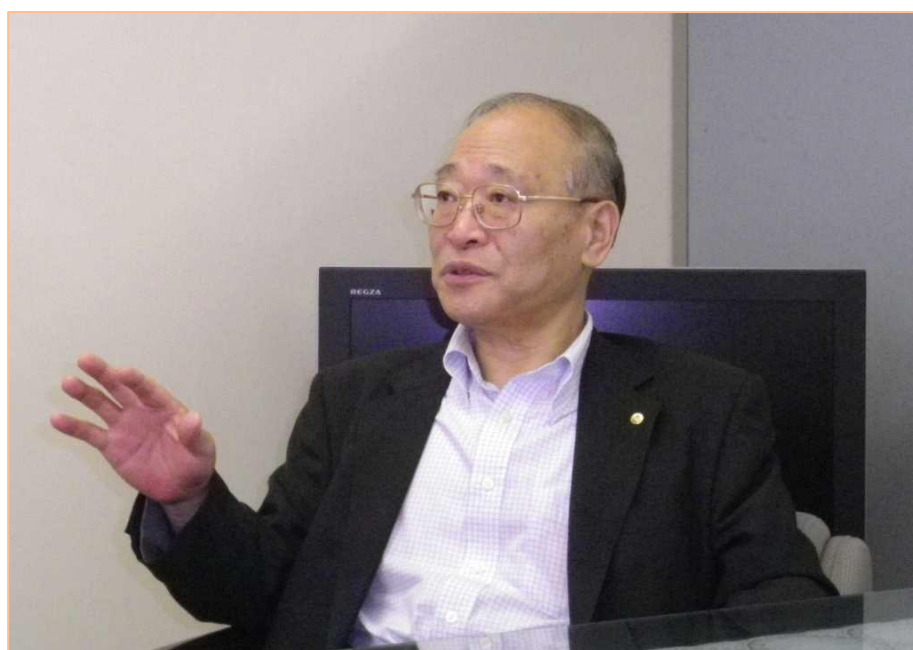
6月26日に、九州管内において、自然災害等が発生した場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧が迅速に行えるよう、九州地方整備局長と応急対策業務に関する協定を締結した。

一協定の具体的な内容は

災害発生時に道路の損壊や堤防の決壊などにより被災した施設を復旧する際、作業ヤードや迂回路の確保など公共用地が緊急的に必要となった場合に、用地測量や権利者・物件調査等を当協会の組織力を活かして迅速に実施できるようにする。迅速かつ確実な運用を行うために、九州支部事務局を窓口にして、県部会単位で協力要請を行えるようにした。また、緊急時に情報が途絶えないよう複数のルート・体制で情報が流れるようにしている。

一九州支部だけの協定ですか

公共事業者と建設業界における災害・防災協定は、歴史も古く多重かつ多層的に行われてきた。過去、多くの災害で活かされてきたが、残念ながら、当協会と公共事



業者との災害協定は歴史が浅く、平成16年の中越地震発生後に東北・北陸支部がそれぞれの地方整備局と協定を締結したものの、全国的な動きには至ってなかった。昨年3月の東日本大震災を契機に、整備局の主導で、全支部が順次協定を締結することになり、九州支部を最後に全支部が協定を締結するに至った。

一先月、数度にわたって記録的な豪雨がありました

災害協定締結の1週間後の7月3日未明に九州北部をおそった豪雨が発生し、日田市の筑後川水系花月川が氾濫したため、協定に基づく最初の災害応急対策協力要請があった。

一どのような対応を

当支部では、あらかじめ定めていた運用ルールに基づいて、災害発生県の大分県部会と隣接県の福岡県部会所属の全会員81会員に緊急の協力要請を行った。回答期限内に協力の申出があった会員と派遣可能な技術者情報を九州地方整備局に報告した。

九州地方整備局では、これを基に業務を依頼する会員を特定して現地対応を開始したようだ。

その後も、九州中北部をおそった記録的な豪雨による災害が多発し、先月13日の国道57号(阿蘇市一宮)の法面崩落、19日の矢部川(みやま市瀬高町)の堤防決壊に伴う

協力要請があった。いずれも災害協定締結直後、間もない時での災害発生で、当協会の会員への周知も十分でない状況下に発令された要請、しかも極めて限られた期限内の対応だったのだが、会員の協力を得て要請に応えることが出来た。

一今後は

自然災害の多い九州では、これからも災害協定に基づく協力要請が発動される機会が多くなると思われる。今回の対応は、災害協定の実効性と当協会の組織力を試す良い機会となった。

後も、災害発生時に被害の拡大防止と被災した施設の機動的な復旧に協力していく。地域住民の安全・安心の確保の手助けになればと考えている。

プロフィール

大和不動産鑑定株式会社相談役、(株)大和不動産研究センター代表取締役会長、(社)日本補償コンサルタント協会本部理事、福岡商工会議所常議員、NPO法人PFI日本公共投資事業団理事など。不動産鑑定士、不動産カウンセラー、土地区画整理士などの資格を持つ。